

質問事項

外務省からの回答

⇒ 援護統計のうち「犯罪」の罪種区分の認定は、現地警察の認定によるものか。

援護統計における罪種区分は、基本的に被害邦人から通報や相談を受けた在外公館の領事の判断に委ねられている。

ただし、被害者が死亡するなどの重大案件においては、被害者家族と現地当局（警察、検察、裁判所等）との連絡を在外公館が仲介する機会が多くなるため、裁判所での確定判決前の段階であっても、在外公館は事実上一般的に現地当局が使用している罪種の名称をもって援護統計の区分を行っている。

⇒ 東南アジアでの事案について「危険運転」であるというご紹介であったが、「無免許運転」であることが現地法では「危険運転」に該当するという趣旨か、無免許以外の危険な行為があったのか。その事実関係の確認方法は。

本事案については、日本大使館が現地当局からの連絡などから得た情報により次の点が判明していたことから、「危険運転等の容疑で逮捕」とした。

○現地警察の調書によれば、加害者は無免許かつ飲酒の状態、降雨を避けるために早い速度で前方をよく見ずオートバイを運転していたこと

○加害者の行為は、現地刑法第202条3「特に重大な被害を引き起こした者は7年以上15年以下の懲役に処す」に該当すること

ただし、本事案の第1審では、加害者は未成年であるなどの事情を考慮され、懲役18ヶ月の判決を受けたことが明らかになっている。

先の検討会の際に、口頭で「日本では危険運転に相当する」と申し上げた経緯があるが、厳密に要件を検討して述べた訳ではない。

⇒ 東南アジアでの事案について、慰安旅行を企画し、死亡した邦人が所属していた会社は日本の会社か。

日本の会社である。

⇒ 国際法上「テロリズム」「テロ行為」の定義が存在するか。

国際法上、そのような定義は存在しない。なお、外務省の海外安全ホームページでは各国におけるテロ情勢について情報提供しているが、以下のとお

り付記している。

(以下は上記ホームページ各国別「テロ・誘拐情勢」部分の付記抜粋
「テロ」については国際的に確立された定義は存在していませんが、一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受け入れを強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうものとされています。

⇒ 一般論として、海外において日本人が被害者となった犯罪事案に関して、在外公館においては、どの程度まで情報や事実関係を把握することが可能であるのか。

日本人が被害者となった犯罪事案の発生について、すべて在外公館で承知できるわけではない。一般に、事件被害者あるいはその友人や家族、所属先などから在外公館が報告を受けて、これを承知するケースが大半であり、死亡や入院などの場合には、現地当局や病院などから在外公館が通報を受けて承知することもある。

また、被害者が現地当局に被害届を提出した場合であっても、当局から在外公館に対して、犯罪被害の事実が自動的に通報される訳ではない。これは、「領事関係に関するウィーン条約」に基づき、派遣国の国民が逮捕されたり、死亡したりした場合における当該国領事機関への通報義務とは異なるものである。

次に、犯罪事案の事実関係について、在外公館から当局に問い合わせる場合、一般に当局の発表や報道などにより既に公になっているような内容（一例として、犯罪行為の有無、概要、加害者情報など）や当局が被害者の家族に対して説明できる範囲の内容であれば聴取は可能である。しかしながら、その時点において対外発表されていない捜査情報については、現地で行われる裁判所での確定判決を待たざるを得ない（これについては、本邦において外国人が犯罪被害に遭った場合の対応と同様であると思料する）。

⇒ 在外公館において、当該国における犯罪被害に対する給付制度の有無と内容、日本人への適用の有無等に関する情報を把握することは可能か。

当該国における犯罪被害給付制度については、在外公館が被害者やその家族に対する援護の過程で、現地当局に照会する例が多いので、個別事案ごとに把握することは可能と思料する。

警察庁からの回答

⇒ 捜査において、現状、一般論として、海外において日本人が被害者となった犯罪（事件）に関して、どの程度の情報を把握しているのか。

警察庁においては、日本人が海外において殺害などされた事案を認知した際には、外務省、報道等から、関係者の人定事項、日時、場所、動機等を情報収集するとともに、関係都道府県警察に情報提供して、被害者の人定事項の確認、御遺族から被害者の渡航目的、同行者等についての聴取を行うなどしている。

外務省からの回答

⇒ 4/10 外務省から発表があった各事件について、在外公館（又は外務省）から警察への情報提供の有無

通常、殺人や薬物事件などについては外務省より警察庁に情報提供を行っている。

⇒ もし、必ずしもいつも警察に情報提供するわけでもないとした場合、（在外公館又は外務省は）どのような事件を警察に知らせ、どのような事件は知らせないということとなっているのか。

特段の取り決め等を設けている訳ではなく、必要と判断される場合に外務省から提供する他に、報道等をもとに警察庁より情報提供の要請がある場合もある。

警察庁からの回答

⇒ 警察庁は、受け取った情報を元にどのような対応をとっているか。

警察庁においては、外務省からの連絡により事件を認知した場合には、外務省、報道等を通じた情報収集を継続するとともに、関係都道府県警察に情報提供して、被害者の人定事項の確認、御遺族から被害者の渡航目的、同行者等についての聴取を行うなどしている。

また、警察庁及び都道府県警察においては、外務省等の関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え支援等の支援活動を行っている。

⇒ 過去、海外での邦人被害について、国内で刑事事件立件に至った事案はあるか(その結果検察官送致まで至った事案の有無→事前に分かれば起訴等の状況について、法務省に尋ねたい)。

日本警察による捜査の有無については、一般論として、被疑者、事件関係者及び証拠物の多くが犯罪地国に存在するので、犯罪地国に捜査を委ねることが多いが、ケースバイケースであり、事件性があるか、被疑者が日本人か、被疑者が日本にいるか、証拠が日本にあるか、現地当局からの捜査共助要請があるかなどを勘案して検討している。

「過去、海外での邦人被害について、国内で刑事事件に立件に至った事案」については、網羅的な統計は取っていないが、次のような事件を把握している。

- 1 平成 17 年に東南アジアで発生した邦人殺害事件で、日本人 4 人を検挙 (平成 18 年)
- 2 平成 17 年に東南アジアで発生した邦人殺害事件で、日本人 4 人を検挙 (平成 18 年)
- 3 平成 19 年に東南アジアで発生した邦人殺害事件で、日本人 1 人、フィリピン人 1 人を検挙 (平成 20 年)
- 4 平成 20 年に東南アジアで発生した邦人殺害事件で、日本人 2 人を検挙 (平成 21 年)
- 5 平成 18 年にヨーロッパで発生した邦人殺害事件で、日本人 1 人を検挙 (平成 25 年)

⇒ 犯給法上の運用として、今まで、申請から支給までの最短と最長の期間はそれぞれどれくらいか(質問の背景:不支給・減額事由のうち、被害状況から、被害者の帰責性、加害者(未検挙含む)との関係が無いことが明らかな事案もあるのではないかと、思われるため)。また、仮給付の運用状況(どれくらいの期間で仮給付が出来るのか、困難があるとすればどの辺りか。)

犯罪被害給付制度の運用状況は資料のとおりである。

捜査により、犯罪被害該当性や、不支給又は減額事由に該当する事情の有無が未だ確定していない事案においては、申請から裁定まで数年を要するものもあり得る。裁定に当たって必要な情報が不足なく揃っていれば、早期に裁定を行っている。

加害者が未検挙であっても、事実関係を精査して本給付ができるものは、仮給付を経ずに本給付を速やかに行うよう努めている。

⇒ 給付金裁定のため、加害者側の事情（人定事項、犯行原因、動機等）は、未検挙の場合又は、加害者死亡事案では不明となると思われるが、当該事情が判明しなくても支給が可能な事案もあるのではないか。

加害者未検挙の事案（加害者死亡事案を含む。以下同じ。）の場合であっても、犯罪被害者等給付金の支給の要件が満たされれば、支給を行うこととなる。

ただし、被疑者未検挙の事案であっても、不支給又は減額事由に該当する事情の有無を調査した上で、給付金又は仮給付金の支給裁定を行っているところである。

⇒ 番構成員からご指摘の事案を踏まえて親族関係を理由とする不支給の「例外」規定の運用上、加害者の子供が申請者である場合の「例外」解釈指針はどのようになっているか。また、例外規定に関する運用上・規定上の工夫は可能か。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）第 10 条においては、不支給又は減額事由の存在により犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときは、同条で定める額の犯罪被害者等給付金を支給する旨を定めている。この「特段の事情」の有無は、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者の関係、加害者の加害行為の背景事情等を勘案して個別的に判断することとなる。

ご指摘の事案において、例えば、被害者と加害者が戸籍上は親子であるものの、長期間別居し、その間の交流は全くなく、親子関係が事実上破綻していたと認められる場合等であれば、規則第 10 条第 1 項第 1 号が適用されることとなると思料される。

⇒ 年金型支給という事務は可能なのか。

犯罪被害給付制度の目的は、少額を分割して給付するのではなく、一定のまとまった額の給付金を一時金で支給することによって、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の早期の軽減を図り、その立ち直りを支援することにあること、また、一時金払いの制度である自動車損害賠償保障制度との均衡から、犯罪被害者等給付金については一時金とすることが適当である

という考え方で、現行制度は成り立っている。

また、仮に年金による給付とした場合には、年金方式を採る他の公的給付制度と同様に、これまで調整の対象とはしていない障害基礎年金や遺族基礎年金等との調整も必要となると考えられ、この場合、全体として見ると、犯罪被害者等に対する経済的支援が一時金による場合よりも手厚いものとなるかどうかについて、慎重な検討が必要であると考えている。

なお、仮に年金型支給の事務を行うこととなると、事務に当たる要員の相当な拡充が不可欠であると考えている。

⇒ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で用いられている「テロリズム」とはどのように定義されるか。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）において「テロリズム」という語が用いられているのは、第 1 条のみである。同条では、「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」という条約名が引用されているに過ぎず、「テロリズム」に関する定義規定は置かれていない。

厚生労働省からの回答：公的医療保険制度における海外療養費及び労災保険の特別加入制度（海外派遣者）における保険給付の場合について

⇒ 保険者が支給するにあたって行う事実調査・資料

【公的医療保険制度における海外療養費】

○ 被保険者は、海外療養費を申請する際に、療養費支給申請書、翻訳された診療内容明細書、医療機関からの領収証を保険者へ提出することとされています。保険者はこれら提出された書類を審査し、たとえば、海外での観光中に怪我をした場合など、やむを得ないと認められるものについては海外療養費を支給することができるとされています。

※ 療養費支給申請書には、被保険者等が海外の医療機関で治療を受けることになった理由について記載することとされています。

【労災保険の特別加入制度（海外派遣者）における保険給付】

○ 労災保険給付の請求に当たっては、労働災害の原因及び発生状況等を証明することができる書類及びその関連資料（外国語で記載されている場合には、日本語に翻訳したもの）を労災保険給付請求書に添えることとされており、請求を受け付けた労働基準監督署においては、当該請求書及び関連資料の審査のほか、必要に応じて被災労働者、事業場関

係者等からの聴取等により保険給付の支給要件を満たすか否かの調査を行っています。

⇒ 不正申請のチェックは誰がどのように行うこととなっているのか。

【公的医療保険制度における海外療養費】

○ 申請を受け付けた保険者が、申請内容のチェックを行っています。また、申請書や添付書類の内容の確認と併せて、被保険者に対する聴取を行ったり、医療機関での支払いの確認を行うなど、状況に応じた事実確認を行っております。

【労災保険の特別加入制度（海外派遣者）における保険給付】

○ 不正申請については、上記のとおり保険給付の支給要件の調査の際に確認しています。

⇒ 不正受給事案の例、発覚の経緯等

【公的医療保険制度における海外療養費】

(国民健康保険の例)

○ 外国人親子が、海外の病院に入院したとして、その病院の領収書と明細書を添付して保険者に申請を行った。保険者において申請内容を確認したところ、同時期に家族3人が入院していることや、異なる病院に入院したにも関わらず、明細書の病院署名欄の筆跡が酷似していることから、不正請求の疑義が生じ、警察と連携して捜査をしていく中で、現地の病院に聴取したところ、申請者の入院や当該病院が領収書を発行した事実はないことが発覚し、逮捕に至った。

【労災保険の特別加入制度（海外派遣者）における保険給付】

○ 海外派遣者に係る不正受給例は、近年の報告で把握している限りではありません。なお、労災保険受給中に、偽りその他不正の手段により保険給付を受給したことが発覚した場合については、当該不正受給者から保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を回収することとなります。

黒澤構成員からの回答

⇒ 4/10 ご発表の支給案件について、犯給の申請が期限内にできなかった事情

事件（平成16年10月）後、親族間犯罪ということで犯罪被害者等給付

金は考慮せず、国家賠償金請求訴訟を提起したが敗訴（同23年7月）したため、給付金の申請をしたが、既に申請期限を過ぎており、不支給（同24年5月）となったもの。

⇒ 救援基金での支給裁定にあたっての調査資料・その収集方法など（海外での被害1件分について）

制度発足時の当基金からの警察庁に対する情報提供等の協力方依頼に基づき警察庁の協力のもと事案を取り扱った府県警察から事案内容等について回答書を得た。調査資料としては回答書の他支給申請書、戸籍謄（抄）本、死亡診断書・死体検案書、同意書（基金から警察機関等へ事案の内容等を照会し回答を得ることに関する同意）、生活状況書である。なお、死亡診断書及び死体検案書は申請者側で入手している。

松村構成員からの回答

⇒ 平均収入補償の考え方との関係で、以下のような場合はどのように整理されておられるか。

生前、生活保護を受けていた等、その収入が平均収入以下であった被害者（なお、4/10に同じ質問をさせていただいているが、例えばとして被害者がホームレスだった場合は年金を支給しなくてもいいとのご回答を頂いている。しかし、ホームレスの場合は、収入の多寡の問題ではなく、ご回答でもおっしゃっていたように、遺族と生前生計をともにしていなかったことをもって、もともと要綱案上不支給ではないかと思われるため、生前生計をともにされていた遺族がいる被害者で、生前の収入額が平均収入以下の場合についての年金をどのようにお考えだったのか、うかがいたい。）

「あすの会」の犯罪被害者補償制度の目的は、被害前の生活水準までの回復を目的とした（取り戻したい）のである。

よって、収入が平均収入以下であった被害者の場合は、被害前の生活水準までの回復で“よし”として、いわゆる「焼け太り」は“よし”としない。

- 後遺障害を負う被害前、生活保護を受けていた等、その収入が平均収入以下であった被害者（ホームレス含む）。

生前、生活保護を受けていた等、その収入が平均収入以下であった被害者であっても、後遺症が残る場合は、医療行為等は現物支給とし、生活費は生活保護費でよいものと考えています。

ホームレスの場合は、ホームレスレベルの生活水準で“よし”とする。地方自治体が生活保護費以上の支援をしたい場合は、“それは、それでよし”。

- 生前・被害前の収入の多寡を問わず、純資産としてマイナスであった被害者

いわゆる「焼け太り」を心配されての質問と思われる。「あすの会」の犯罪被害者補償制度の目的は、被害前までの生活水準を取り戻す事が目的であるから、マイナス資産まで補てんする必要はない。いわゆる「焼け太り」は排除すべきである。

純資産がマイナスであろうとなかろうと、被害当事者、および生計を一にしていた、その遺族が被害前の生活水準に至るまでの被害補償である。医療費等は、当然現物支給すべきである。

例えば、家のローン支払いがある場合でも、ローン額を上乗せするのでなく、ローン費を含んだ犯罪被害者補償費での生活再建するものと考えています。

- 遺族が平均収入以上の生計維持能力を有している場合（あるいは、被害者自身が遊興費等によって生前家族に依存していた者であるなど、死亡によって遺族の生計維持負担が軽くなるような場合）→要綱案上、支給対象者は「生計を共にしていた」家族であって、生計依存関係については問うていないため。

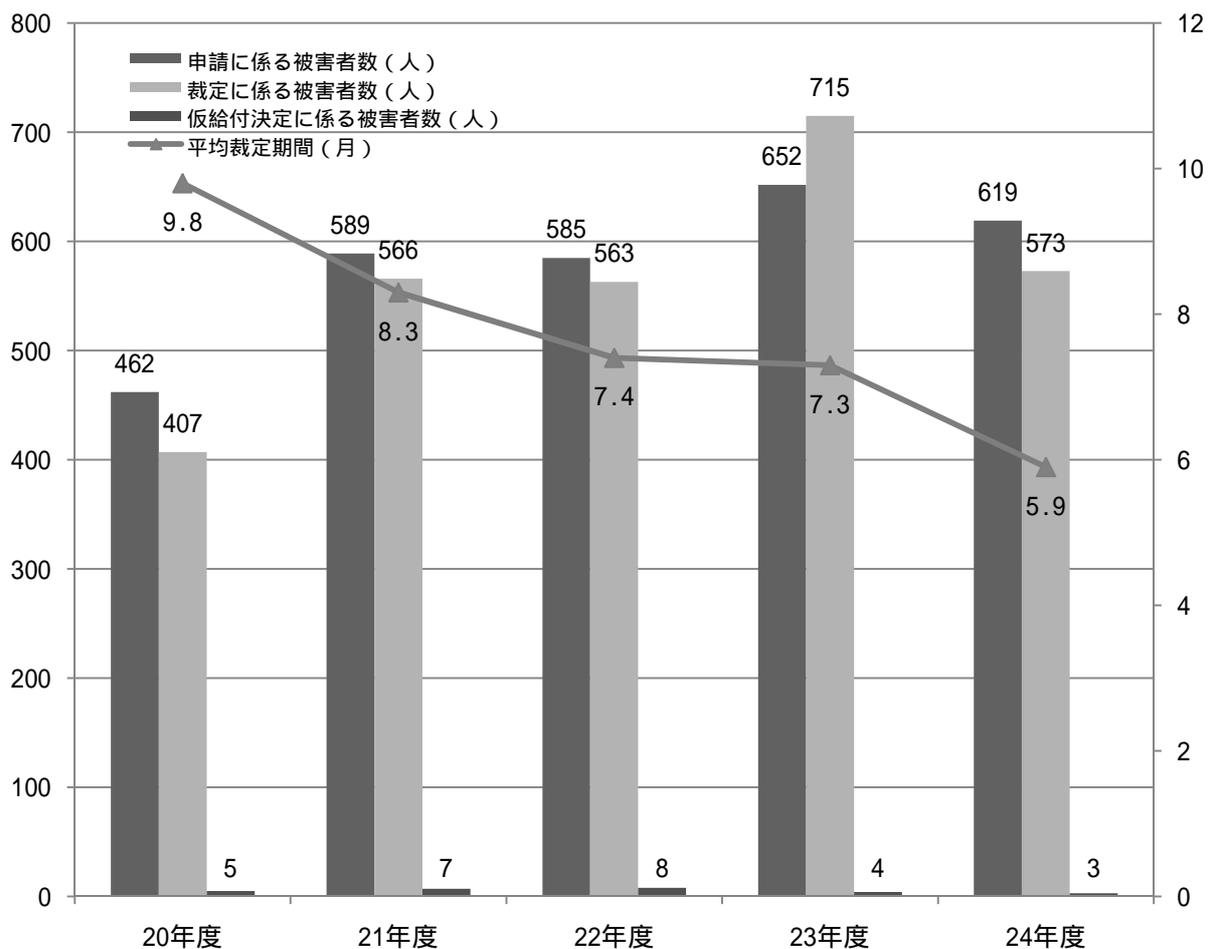
遺族の所得レベルは関係ないので、一時金のみ支給される。

⇒ （確認）4/10に「年金」は有期でも構わないとおっしゃったのは、遺された妻が再婚した場合や、遺児が就職したような場合という、要綱案で規定されている随意条件成就の問題か。

その通り。随意条件の成就が満期である。

犯罪被害給付制度の運用状況

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
申請に係る被害者数（人）	462	589	585	652	619
裁定に係る被害者数（人）	407	566	563	715	573
仮給付決定に係る被害者数（人）	5	7	8	4	3
平均裁定期間（月）	9.8	8.3	7.4	7.3	5.9
裁定金額（百万円）	907	1,277	1,311	2,065	1,509



犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則
(昭和五十五年十二月十九日国家公安委員会規則第六号) (抄)

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)

第二条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。) 第四条第一号の第一順位遺族 (第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第十条までにおいて単に「第一順位遺族」という。) と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 夫婦 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)
- 二 直系血族 (親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)
- 三 兄弟姉妹

第三条 前条に規定するもののほか、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に三親等内の親族に該当する親族関係があつたときは、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないものとする。

第四条 犯罪被害について、犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- 二 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- 三 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第五条 犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 当該犯罪行為を容認していたこと。
- 二 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。
- 三 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

第六条 犯罪被害について、犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、当該各号に定める額を支給しないものとする。

- 一 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為 法第九条の規定による額に3分の2を乗じて得た額
- 二 当該犯罪被害を受ける原因となつた不注意又は不適切な行為 法第九条の規定による額に3分の1を乗じて得た額

第七条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があつたときは、法第九条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないものとする。犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に第二条各号に掲げる親族関係又は第三条に規定する親族関係以外の親族関係があつたときも、同様とする。

第八条 第二条から第七条までに定める事由のうち、二以上の事由に該当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給しないものとする。

- 一 第二条、第四条又は第五条に定める事由が含まれる場合 法第九条の規定による額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合のうち、第三条又は第六条第一号に定める事由が含まれる場合 法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額

第九条 第二条から第七条までに定めるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は法第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でない認められるときは、第二条から第七条までに定めるところに準じ、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないものとする。

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例)

第十条 第二条から第七条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金を支給せず、又はその一部を支給しないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の犯罪被害者等給付金を支給するものとする。

- 一 第二条、第四条又は第五条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に3分の1を乗じて得た額
 - 二 第三条又は第六条第一号に定める事由がある場合 法第九条の規定による額に3分の2を乗じて得た額
 - 三 第六条第二号又は第七条に定める事由がある場合 法第九条の規定による額
- 2 前項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給するものとする。
- 一 第二条第一号に定める事由がある場合において、犯罪行為が行われた時に、当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより、当該加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による命令が発せられているとき（第四条又は第五条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合
 - 二 第五条第二号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき（第二条、第四条又は第五条第一号若しくは第三号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第三条又は第六条第一号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）。
- 3 前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは、同項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。